

## 第2期山梨市成年後見制度利用促進基本計画

令和 7 年 3 月

山 梨 市 高 齢 者 ・ 介 護 支 援 課

## 山梨市成年後見制度利用促進基本計画

|                                       |    |
|---------------------------------------|----|
| 1. 山梨市成年後見制度利用促進基本計画について .....        | 1  |
| (1) 山梨市成年後見制度利用促進基本計画の位置づけ .....      | 1  |
| (2) 基本計画の対象期間 .....                   | 1  |
| (3) 基本計画の工程表 .....                    | 1  |
| 2. 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標 ..... | 2  |
| (1) 計画の策定意義 .....                     | 2  |
| (2) 成年後見制度を取り巻く現状と課題 .....            | 3  |
| ① 成年後見制度利用者数の推移 .....                 | 3  |
| ② 住民意向調査の結果(成年後見制度関係) .....           | 5  |
| (3) 前期計画の評価 .....                     | 7  |
| ① 事業実施状況 .....                        | 7  |
| ② 主な取組実績 .....                        | 9  |
| ③ 主な課題と対応策 .....                      | 9  |
| 3. 総合的かつ計画的に講ずべき施策 .....              | 11 |
| (1) 利用者がメリットを実感できる制度の運用 .....         | 11 |
| ① 適切な後見人等の選任のための体制の整備 .....           | 11 |
| ② 市民後見人の養成・支援 .....                   | 12 |
| ③ 日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行 .....     | 12 |
| ④ 任意後見契約・親族申立ての推進 .....               | 12 |
| (2) 地域連携ネットワークづくり .....               | 13 |
| ① 地域連携ネットワークの整備に向けた取り組みの推進 .....      | 13 |
| ② 地域における「協議会」等の体制づくり .....            | 13 |
| ③ 中核機関の運営 .....                       | 14 |
| (3) 成年後見制度利用に係る財政的支援等 .....           | 17 |
| 4. 進行管理 .....                         | 17 |
| 成年後見制度利用促進基本計画工程表 .....               | 18 |

## 1. 山梨市成年後見制度利用促進基本計画について

### (1) 山梨市成年後見制度利用促進基本計画の位置づけ

「山梨市成年後見制度利用促進基本計画」(以下「基本計画」という。)は、成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成 28 年法律第 29 号。以下「促進法」という。)第 13 条第 1 項に基づき、山梨市(以下「本市」という。)の成年後見制度の利用の促進に関する施策の計画的な推進を図るために策定するものであり、本市の講ずる成年後見制度利用促進についての基本的な計画として位置付けます。

### (2) 基本計画の対象期間

今回策定する基本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

### (3) 基本計画の工程表

後述の2(2)「今後の施策の目標」を達成し、成年後見制度の利用を着実に促進するためには、基本計画に盛り込まれた施策が総合的かつ計画的に推進されることが重要です。

このため、別紙の工程表を踏まえ、相互に連携しつつ、各施策の段階的・計画的な推進に取り組む必要があります。

## 2. 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標

### (1) 計画の基本的な考え方

成年後見制度は、認知症や障がいなどによって物事を判断する能力が十分でない方について、家庭裁判所に申立てを行い、本人にとって最適な「成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）」を選び、成年後見人等が財産を管理したり、身の回りの世話のために介護などの福祉サービスや施設への入所に関する契約を結ぶなど、法律的な支援を提供する制度です。

人口減少や少子高齢化の進展、高齢者単身世帯の増加といった社会背景の中で、財産管理や日常生活において困難を抱える市民への権利擁護支援の必要性が高まっています。しかしながら、全国的に見ても、権利擁護支援としての成年後見制度の利用は十分とは言えず、制度の周知を含め、制度の利用促進の取組が求められています。

このような状況下で、国はノーマライゼーション、自己決定権の尊重、身上の保護の重視といった成年後見制度の理念を尊重した制度利用を促進するため「成年後見制度の利用の促進に関する法律」を平成 28 年(2016 年)4月に公布し、同年5月に施行しました。本法律では、成年後見制度の利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとしており、平成 29 年(2017 年)3月に「成年後見制度利用促進基本計画」を閣議決定し、令和4年(2022 年)3月に新たな基本計画として「第二期成年後見制度利用促進基本計画」を閣議決定しています。同計画では、市町村の役割として地域連携ネットワークの構築・中核機関の設置及び運営・市町村長による後見開始等の申立や成年後見制度利用支援事業の適切な実施等、成年後見制度利用促進のための取組の推進等が明記されており、これを受けて山梨市では中核機関（「山梨市成年後見支援センター」）を設置しました。

山梨市では、地域共生社会の実現に向け、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようになることを目指して、成年後見制度の利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、本計画を策定することとします。

## (2) 成年後見制度を取り巻く現状と課題

### ① 成年後見制度利用者数の推移

全国における現在の成年後見制度の利用状況を見ると、成年後見制度の利用者数は近年増加傾向にあり、令和5年中は約25万人が成年後見制度を利用しました。

また、成年後見等の申立ての動機を見ても、預貯金の解約等が最も多く、次いで身上保護、介護保険契約(施設入所等)のためとなっており、さらに、後見・保佐・補助と3つの類型がある中で、後見類型の利用者の割合が全体の71.7%を占めています。

後見人と申立人の関係を見た場合、申立人の大部分は親族となっており、甲府家庭裁判所における市長申立の割合は2割～3割の間となっています。

表1 全国における成年後見制度利用者数の推移

(人)

|      | 総 数     | 成年後見    | 保 佐    | 補 助    | 任意後見  |
|------|---------|---------|--------|--------|-------|
| R5 年 | 249,484 | 178,759 | 52,089 | 15,863 | 2,773 |
| R4 年 | 245,087 | 178,316 | 49,134 | 14,898 | 2,739 |
| R3 年 | 239,933 | 177,244 | 46,200 | 13,826 | 2,663 |
| R2 年 | 232,287 | 174,680 | 42,569 | 12,383 | 2,655 |
| R1 年 | 224,442 | 171,858 | 38,949 | 10,983 | 2,652 |

成年後見事件の概況

表2 全国における動機別申立件数

(件)

|      | 預金等の管理・解約 | 身上保護   | 介護保険契約 | 不動産の処分 | 相続手続   | 保険金受取 | 訴訟手続等 | その他   |
|------|-----------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|-------|
| R5 年 | 37,531    | 29,330 | 17,293 | 14,235 | 10,300 | 6,690 | 2,235 | 2,945 |
| R4 年 | 36,279    | 27,762 | 16,015 | 13,626 | 9,699  | 6,271 | 2,191 | 2,837 |
| R3 年 | 35,744    | 26,469 | 14,737 | 12,564 | 9,041  | 5,569 | 2,086 | 2,458 |
| R2 年 | 32,601    | 20,828 | 10,562 | 9,114  | 7,060  | 3,693 | 1,820 | 2,223 |
| R1 年 | 30,405    | 16,357 | 7,906  | 69,20  | 5,958  | 2,986 | 1,883 | 2,561 |

成年後見事件の概況

表3 全国における成年後見人等と本人との関係

(件)

|      | 親 族    | 親族以外   | 親族以外のうち    |            |     |       |
|------|--------|--------|------------|------------|-----|-------|
|      |        |        | 法定後<br>見人等 | 任意後見<br>人等 | 検察官 | 市区町村長 |
| R5 年 | 20,653 | 11,031 | 731        | 693        | 0   | 9,607 |
| R4 年 | 20,617 | 10,646 | 728        | 688        | 1   | 9,229 |
| R3 年 | 20,719 | 10,444 | 637        | 621        | 1   | 9,185 |
| R2 年 | 19,447 | 9,954  | 556        | 576        | 0   | 8,822 |
| R1 年 | 20,060 | 8,939  | 551        | 550        | 1   | 7,837 |

成年後見事件の概況

表4 甲府家庭裁判所における県内の市長申立の割合

(%)

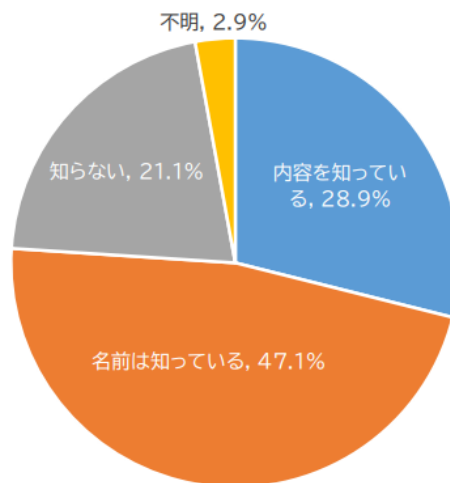
|      | 総数  | 市長申立件数 | 市長申立の割合 |
|------|-----|--------|---------|
| R5 年 | 315 | 83     | 26.3    |
| R4 年 | 221 | 56     | 25.3    |
| R3 年 | 266 | 79     | 29.7    |
| R2 年 | 276 | 81     | 29.3    |
| R1 年 | 244 | 55     | 22.5    |

成年後見事件の概況

## ② 山梨市住民意向調査の結果(成年後見制度関係)

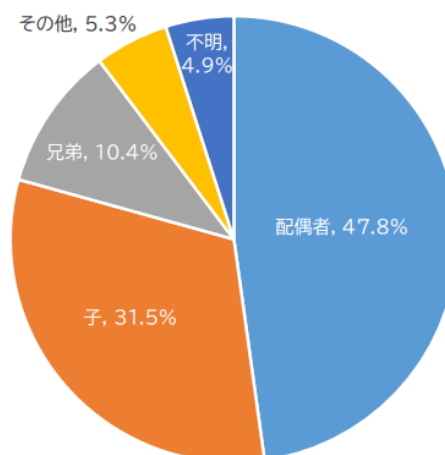
「成年後見制度を知っているか」と言う問いに対して、7 割以上が「内容を知っている」(28.9%)、「名前は知っている」(47.1%)であり、成年後見制度は一定程度認知されているものの、制度の内容までは理解が進んでいないことが分かります。

図1 成年後見制度の認知度



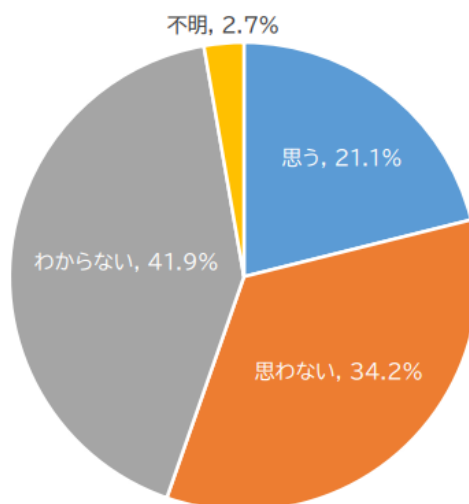
「認知症等でお金の管理ができなくなった場合、誰に管理をお願いするか」についてたずねたところ、「配偶者」(47.8%)の割合が最も高く、以下「子」(31.5%)、「兄弟」(10.4%)と続いたことから、自分が認知症等でお金の管理ができなくなった場合、家族に金銭管理をして欲しいと思う人が多い一方、少数ながら親族以外に金銭管理をして欲しいと思う人もおよそ5%いることが分かります。

図2 認知症罹患後の生活



「認知症等でお金の管理ができなくなった場合、成年後見制度を利用したいか」についてたずねたところ、「思う」(21.1%)、「思わない」(34.2%)、「わからない」(41.9%)であったため、4割を超える人は「わからない」と回答しており、認知症担当部局等と連携し、認知症に関する正しい知識を周知するとともに、成年後見制度の趣旨が浸透するよう、啓発活動が重要であると言えます。

図3 認知症罹患後の成年後見制度の利用希望





### (3) 前期計画の評価

#### ① 事業実施状況

##### 1) 利用者がメリットを実感できる制度の運用

###### ・適切な後見人等の選任のための体制の整備

本人の特性に応じた適切な選任が図られるよう法律・福祉の専門職団体と連携した「事例検討部会」で、事案に応じた後見人候補者の選考を行いました。

###### ・市民後見人の養成・支援

市民後見人の養成について、山梨県立大学で実施している「やまなし市民後見人養成基礎講座」修了者を対象に、本市で「市民後見人養成フォローアップ講座」を開催しました。

###### ・日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行

地域連携ネットワークを構築し、日常生活自立支援事業等の関連事業と成年後見制度を連携し、日常生活自立支援事業対象者の対象者となるか、成年後見制度における補助・保佐類型の利用が適切となるか、その都度社会福祉協議会との連携を図る中で検討を実施しました。

###### ・任意後見契約・親族申立ての推進

任意後見制度を活用できるよう広報誌等を利用し周知しました。また、親族申立てが困難な場合は、老人福祉法第 32 条、知的障害者福祉法第 28 条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 51 条の 11 の 2 の規定に基づく市長申立てを行いました。

##### 2) 地域連携ネットワークづくり

###### ・地域連携ネットワークの整備に向けた取り組みの推進

###### 【山梨市成年後見支援センター運営協議会】

地域において、早期の段階から、任意後見や補助・保佐類型といった選択肢を含め、成年後見制度の利用について市民が身近な地域で相談できるよう窓口等の体制を整備しました。

また、従来の保健・医療・福祉の連携だけでなく、新たに司法も含めた権利擁護支

援の地域連携ネットワークとして山梨市成年後見支援センター運営協議会を設置し運営しました。

・地域における「協議会」等の体制づくり

【山梨市成年後見センター事例検討部会】

地域全体の見守り体制の中で、権利擁護支援が必要な人を地域において発見し、必要な支援に結び付ける機能を強化しました。

このため、地域において各種専門職団体・関係機関の協力・連携強化を協議する協議会として「山梨市成年後見センター事例検討部会」を設置し、事例検討部会は、弁護士・司法書士、社会福祉士が、個別の協力活動の実施、ケース会議の開催や多職種間での連携強化策等の地域課題の検討・調整・解決などを行いました。

・中核機関の運営【山梨市成年後見支援センター】

高齢者・介護支援課内に設置されている「山梨市成年後見支援センター」を、中核機関として位置づけています。

中核機関では、成年後見制度利用促進機能強化に向けた司令塔機能、専門職・地域関係者等で形成する協議会の事務局、『権利擁護の支援方針についての検討・専門的判断』『本人にふさわしい成年後見制度利用に向けた検討・専門的判断』『モニタリング・バックアップの検討・専門的判断』の3つの検討・専門的判断を担保する進行管理機能などを行うとともに、地域連携ネットワークのコーディネートを担っています。

3)成年後見人利用に係る財政的支援等

山梨市成年後見制度利用支援実施要綱(平成23年告示第13号。以下「実施要綱」という。)に基づく財政的支援を周知し、制度の利用促進に努めました。

## ② 主な取組実績

|                             |                      | R2   | R3                   | R4                   | R5                   |
|-----------------------------|----------------------|------|----------------------|----------------------|----------------------|
| (1)利用者がメリットを実感できる<br>制度の運用  | 事例検討件数               | 0 件  | 5 件                  | 9 件                  | 9 件                  |
|                             | 市長申立件数               | 7 件  | 8 件                  | 6 件                  | 7 件                  |
|                             | 市民後見人養成<br>講座修了者数    | 0 人  | 2 人                  | 3 人                  | 2 人                  |
| (2)地域連携ネットワークづくり            | 成年後見制度関係<br>広報誌掲載回数  | 6 回  | 6 回                  | 6 回                  | 6 回                  |
|                             | 勉強会等の開催<br>回数(出前講座等) | 0 回  | 0 回                  | 1 回                  | 2 回                  |
|                             | 成年後見制度の<br>認知割合      | -    | 内容 20.3%<br>名称 45.3% | 内容 28.3%<br>名称 43.2% | 内容 28.9%<br>名称 47.1% |
|                             | 中核機関での相<br>談件数       | 44 件 | 51 件                 | 88 件                 | 124 件                |
| (3)成年後見人<br>利用に係る財政<br>的支援等 | 報酬助成件数               | 8 件  | 11 件                 | 9 件                  | 8 件                  |

## ③ 主な課題と対応策

### 1)利用者がメリットを実感できる制度の運用

相談は年々増加傾向にあり、高齢者虐待や障害者虐待など複合的な問題を抱える困難ケースである場合が多い。市長申し立てを実施するケースは親族の関りが希薄であり、今後一層身寄りがなく複雑な権利擁護課題を抱えたケースに関する相談が増えることが想定されます。

様々な事例に対応ができるよう相談支援機能の強化が必要となります。加えて、センターのみで個別に判断することが困難な多重債務など法律が絡む事例に関する相談機能も備えるため、第1期計画では、法律・福祉の専門職団体と連携した「事例検討部会」を開催し、中核機関である成年後見支援センターと連携を図り、相談業務に対応しました。第2期では複雑化する権利擁護課題を解決できるよう成年後

見支援センターの職員の研修を推進するとともに、「事例検討部会」との連携を強化する必要があります。

成年後見制度に関するニーズは年々高まっており、専門職後見人の受け皿に対して制度を必要とする市民が増えています。現に山梨市においても、受任する後見人が見つからず選任に時間を要するケースが生じています。専門職の不足を補うため、後見制度を市民が担う市民後見人の養成は急務となっているため、実務研修等の仕組みを早急に整備し、市民後見人のバンク登録を進めていく必要があります。

第2期計画においては、市民後見人の育成を推進するとともに、後見人の選定に関し、申立前から必要に応じて専門職とケースを共有するなど、専門職との連携体制を強化する必要があります。

また、市民後見人の育成については、座学の過程を終了してから時間が経過してしまった人もいるので、フォローアップ体制を強化し、多様な人材が市民後見人として活躍できるよう環境整備に努めます。

## 2) 地域連携ネットワークづくり

第1期計画期間中、広報や出前講座を通じて成年後見制度に関する周知を進めた結果、成年後見制度の認知度は徐々に上がっているが、未だ住民の成年後見制度に関して、制度について内容を含め知っていると答えた人は全体の 25%程度、制度を利用したいと考えている人は 21%に留まっています。

権利擁護を学ぶ研修会や市民への出前講座等を継続し、市内専門職や市民の後見制度に関する理解を深め、積極的に活用されるよう、第2期についても引き続き普及啓発活動を継続し、制度の認知度向上を目指します。

### 3. 総合的かつ計画的に講ずべき施策

#### 成果・活動指標

|                        |                        | 現状<br>(R5)           | 目標<br>(R11)          |
|------------------------|------------------------|----------------------|----------------------|
| (1)利用者がメリットを実感できる制度の運用 | 事例検討件数                 | 9 件                  | 10 件                 |
|                        | 市長申立件数                 | 7 件                  | 15 件                 |
|                        | 市民後見人バンク登録者数           | 0 人                  | 15 人                 |
| (2)地域連携ネットワークづくり       | 成年後見制度関係広報誌掲載回数        | 6 回                  | 6 回                  |
|                        | 勉強会等の開催回数(出前講座等)       | 2 回                  | 3 回                  |
|                        | 成年後見制度の認知割合            | 内容 28.9%<br>名称 47.1% | 内容 33.5%<br>名称 52.0% |
|                        | 中核機関(成年後見支援センター)での相談件数 | 124 件                | 150 件                |
| (3)成年後見人利用に係る財政的支援等    | 報酬助成件数                 | 8 件                  | 15 件                 |

#### (1)利用者がメリットを実感できる制度の運用

##### ① 適切な後見人等の選任のための体制の整備

後見人は、本人の自己決定権の尊重を図りつつ、身上に配慮した後見事務を行うことが求められており、後見人が業務を円滑かつ適切に遂行するためには、本人はもとより、親族、福祉・医療・地域の関係者等とも円滑な関係を築き、本人の意思決定を支援していく体制が必要です。

このため、家庭裁判所において適切な後見人を選任するために、地域連携ネットワークや中核機関が、本人を取り巻く支援の状況など適切な情報を、家庭裁判所に伝えられる体制を整備するとともに、本人の特性に応じた適切な選任が図られるよう法律・福祉の専門職団体と連携した「事例検討部会」で、事案に応じた後見人候補者の選考を行います。

また、後見人の選定に関し、申立前から必要に応じて専門職とケースを共有するなど、専門職等との連携体制を強化します。

## ② 市民後見人の養成・支援

市民後見人の養成について、山梨県立大学で実施している「やまなし市民後見人養成基礎講座」修了者を対象に、本市で「市民後見人養成フォローアップ講座」を開催し、実務講習等修了者を「市民後見人等候補者」として本市において登録を行い、本市社会福祉協議会の協力のもと生活支援員として研鑽をつむとともに、市民後見人の積極的な活用が可能となるよう受任体制の充実を図ります。

また、市民後見人に対して後見監督人や複数後見などの選任を含めた後見人になった後の継続的なフォローアップ支援体制の検討を行います。あわせて、成年後見制度に関連する法律や制度等の改正等について学ぶ研修会を開催し、市民後見人同士の横のつながりを作るとともに継続して市民後見人活動に必要な新しい知識や技術の習得を図ります。

## ③ 日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行

日常生活自立支援事業は、判断能力が十分でない人が福祉サービスの利用手続きや金銭管理において支援を受けるサービスであり、利用開始にあたり医学的判断が求められないこと、生活支援員等による見守り機能を生かし、本人に寄り添った支援が可能であることなどの機能を有しています。

今後、地域連携ネットワークが構築される中で、日常生活自立支援事業等の関連事業と成年後見制度との連携が強化されるべきであり、特に、日常生活自立支援事業対象者のうち補助・保佐類型の利用や後見類型への転換が望ましいケースについては、スムーズな移行等が進められるよう関係機関のアドバイスを求めながら本市社会福祉協議会と連携し推進を図ります。

## ④ 任意後見契約・親族申立ての推進

法定後見制度は、本人の判断能力が喪失してからの後見類型に偏ってしまっていますが、本人の判断能力が低下する前に行う任意後見制度は、本人の意思決定が最大限に活用できる制度です。

任意後見制度を、高齢化社会において自分で選択できる「法的サポート」であり、「老後の安心設計」として活用できるよう周知を進めていきます。

また、判断能力の低下した高齢者や障害者を抱える家族において、法定後見等の親族申立てがスムーズに行えるよう相談・支援体制の強化を図るとともに、親

族申立てが困難な場合は、老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 32 条、知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)第 28 条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 51 条の 11 の 2 の規定に基づく市長申立てを行い、適切な権利擁護支援を進めていきます。

## (2)地域連携ネットワークづくり

### ① 地域連携ネットワークの整備に向けた取り組みの推進

地域において、財産管理や必要なサービスの利用手続きを自ら行うことが困難な状態であるにもかかわらず必要な支援を受けられていない人、虐待を受けている人など、権利擁護に関する支援の必要な人の発見に努め、速やかな支援に結び付けます。

早期の段階から、任意後見や補助・保佐類型といった選択肢を含め、成年後見制度の利用について市民が身近な地域で相談できるよう窓口等の体制を整備します。

成年後見制度を、本人らしい生活を守るための制度として利用できるよう、本人の意思、心身の状態及び生活の状況等を踏まえた運用を可能とする地域の支援体制として推進してまいります。

特に、平成 30 年度に立ち上げられた地域共生社会の実現に向けた全世代・全対象型地域包括支援の「山梨市地域まるごと支援会議」と連携を強化していきます。

### ② 地域における「協議会」等の体制づくり

地域全体の見守り体制の中で、権利擁護支援が必要な人を地域において発見し、必要な支援に結び付ける機能として山梨市成年後見センター事例検討部会を強化します。

権利擁護が必要な人について、本人の状況に応じ、後見等開始前には本人に身近な親族や福祉・医療・地域の関係者が、後見等開始後は後見人がこれに加わる形で「チーム」としてかかわる体制作りを進め、法的な権限を持つ後見人と地域の関係者等が協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況をできる限り継続的に把握し対応する仕組みとします。

後見等開始の前後を問わず、成年後見制度に関する専門相談への対応や、後

見等の運用方針等についての家庭裁判所との情報交換・調整等に適切に対応するため、個々のケースに対する「チーム」での対応に加え、地域において法律・福祉の専門職団体や関係機関がこれらのチームを支援する体制を構築します。

このため、地域において各種専門職団体・関係機関の協力・連携強化を協議する協議会等を設置し、個別の協力活動の実施、ケース会議の開催や多職種間での連携強化策等の地域課題の検討・調整・解決などを行う必要があります。

### ③ 中核機関の運営【山梨市成年後見支援センター】

平成 30 年 4 月に設置した「山梨市成年後見支援センター」を、成年後見制度利用促進機能強化に向けた司令塔機能、専門職・地域関係者等で形成する協議会の事務局、『権利擁護の支援方針についての検討・専門的判断』『本人にふさわしい成年後見制度利用に向けた検討・専門的判断』『モニタリング・バックアップの検討・専門的判断』の 3 つの検討・専門的判断を担保する進行管理機能など、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核機関として位置づけ、運営します。

さらに、中核機関として(ア) 広報機能、(イ) 相談機能、(ウ) 成年後見制度利用促進機能、(エ) 後見人支援機能の 4 つの機能に加え、(オ) 不正防止効果にも配慮し、(カ) 多機関との連携も強化していきます。

#### (ア) 広報機能

協議会を構成する関係者は、成年後見制度が本人の生活を守り権利を擁護する重要な手段であることの認識を共有し、利用する本人への啓発活動だけでなく、そうした声を上げることができない人を発見し、支援につなげることの重要性や制度の活用が有効なケースなどを具体的に周知啓発するよう努めます。

また、地域における効果的な広報活動推進のため、広報活動を行う各団体・機関と連携しながら、パンフレット作製・配布、研修会、セミナー企画等の広報活動が地域において活発に行われるよう配慮します。



#### (イ) 相談機能

中核機関として、成年後見制度の利用に関する相談に対応する体制を、社会福祉協議会や地域の専門職団体、法テラス等の協力を得て運用します。

市長申立てを含め権利擁護に関する支援が必要なケースについて、後見ニーズに気づいた人、地域包括支援センター、障害者相談支援事業者等の関係者からの相談に応じ、情報を集約するとともに、必要に応じて法律・福祉の専門職団体等の支援を得て、後見等ニーズの精査と必要な権利擁護に関する支援が得られる体制に係る調整を行います。

その際は、本人の生活を守り、権利を擁護する観点から、地域包括支援センターや障害者相談支援事業者等とも連携し、後見類型だけでなく補助・保佐類型の利用の可能性も考慮します。

#### (ウ) 成年後見制度利用促進機能

##### ◆ 後見人候補者の支援

後見人になるのにふさわしい親族がいる場合は、本人の状況に応じ、当該親族等へのアドバイス、専門職へのつなぎ、当該親族が後見人になった後も継続的に支援できる体制の調整を行います。

また、市民後見人が後見を行うのがふさわしいケースについても、市民後見人候補者へのアドバイス、後見人になった後も継続的に支援できる体制の調整を行います。

さらに、専門職団体(弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等)への後見人候補者推薦依頼による円滑な人選、中核機関として、市民後見人候補者名簿の整備及び法人後見が行える法人との協力で、後見人候補者を家庭裁判所に推薦する際、本人の状況等に応じた適切な候補者の選定のみならず、必要なチーム体制や支援体制の調整を行います。

##### ◆ 担い手の育成・活動の促進

市民後見人の育成については、山梨県立大学での研修と連携をとることで、成年後見に対する知識や技術の取得が進められると考えられます。

さらに、市民後見人の育成・活動の促進として、法人後見、日常生活自立支援事業を行っている本市社会福祉協議会と連携を図り、後見人になるための

実務経験を重ねていく取り組みを進めていきます。

また、令和2年度から令和5年度は、新型コロナウイルス感染症等により登録者のフォローアップ研修を実施できませんでしたが、令和6年度に社会福祉協議会と協力してフォローアップ教室を実施し、8名が「市民後見人バンク」に登録しました。

今後は、「市民後見人バンク」登録者が実際に活動できるよう推進し、フォローアップ教室も随時行うとともに、市民後見人活動に必要な新しい知識や技術の習得を図り、市民後見人の積極的な活用が可能となるよう受任体制の充実と、後見人になった後も継続的な支援ができる体制の整備を進めます。

#### (エ) 後見人支援機能

中核機関として、親族後見人や市民後見人等の日常的な相談に応じるとともに、法的な権限を持つ後見人と本人に身近な親族や福祉・医療・地域の関係者での「チーム」で日常的に本人を見守り、本人の状況を継続的に把握し適切に対応できる体制を作ります。

また、専門的な知見が必要であると判断された場合には、法律・福祉の専門職が本人を支援できるよう専門職団体の協力を得られる体制を整備するなど、意思決定支援・身上保護を重視した後見活動が円滑に行われるよう支援します。

さらに、中核機関として、必要に応じて家庭裁判所と情報を共有し、後見人による事務が本人の意思を尊重し、その身上に配慮して行われるよう後見人を支援します。

#### (オ) 不正防止効果

後見人等が孤立することがないように地域連携ネットワークやチームでの見守り体制の整備と、日常的に相談等を受けられる体制の整備を進めていきます。

#### (カ) 多機関との連携

中核機関の運営においては、多くの専門職団体との協力体制を整備することが必要です。

特に、運営において協働関係にある市社会福祉協議会とは、今後の中核機関の運営の在り方の検討も含めて、さらに連携を強化してまいります。

### (3) 成年後見制度利用に係る財政的支援等

成年後見制度の利用が必要な低所得の認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者に対し、成年後見制度の利用に係る財政的支援を行うことにより、その有する能力を活用し、自らが希望する自立した日常生活を営むことができる環境を整備していきます。

そのため生活保護受給者を含む低所得者等で、成年後見制度を利用することが有用であると認められる認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者の援助者など関係者に、山梨市成年後見制度利用支援実施要綱(平成 23 年告示第 13 号。以下「実施要綱」という。)に基づく財政的支援を周知することで、財政的不安を持つことなく本人の権利を擁護する成年後見制度の利用が図られ、制度の利用促進につながるよう成年後見制度利用支援事業の広報に努めます。

平成 31 年 3 月に最高裁判所が、全国の家裁裁判所に出した後見人の報酬の算定方法の改定を促す通知では、利用者の財産額に応じて算定されている報酬を、後見人の業務の難易度に応じて算定する方式に改め、介護や福祉サービス契約といった日常生活の支援に手厚くするとされています。

新しい仕組みでは、業務の内容に関係なく定額の報酬や財産の額によって決められていた報酬の算定方法を廃止し、財産目録の作成や本人との面会など、各業務の難易度に応じて「標準額」を定め、実施した業務に応じて標準額を加算・減算する形に改めるとしています。

支援が必要な人ほど負担が増える可能性があるので、低所得者が後見業務に対して財政的不安を持つことなく本人の権利を擁護する成年後見制度の利用が図られるよう、裁判所が定める「標準額」の動向を見ながら、本市においても実施要綱の助成金の上限額の見直しなど、成年後見制度の利用促進につながる財政支援を図ります。

## 4. 進行管理

本市が要綱で設置する「山梨市成年後見支援センター運営協議会」で本計画に記載された事項の進行管理を行います。

各取組の活動指標を評価指標として位置づけ、計画(Plan)・実行(Do)・評価(Check)・改善(Act)のPDCAサイクルに基づき進捗状況についての点検・評価を行います。

成年後見制度利用促進基本計画工程表

|     |                                                                                                                                                 | 令和7年度                                                                                                                                                                                                        | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|-------|--------|--------|
| I   | 制度の周知                                                                                                                                           | パンフレット、ポスター、広報などによる制度周知                                                                                                                                                                                      |       |       |        |        |
| II  | 利用者がメリットを実感できる制度の運用<br>・適切な後見人等の選任のための体制の整備<br>・市民後見人の養成・支援<br>・日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行<br>・任意後見契約・親族申立ての推進                                   | 適切な後見人等の選任のための体制の運用<br>事例検討部会との連携強化<br>市民後見人養成フォローアップ講座の開催<br>市民後見人候補登録者のフォローアップ研修の開催<br>市民後見人養成者バンクの運用<br>社会福祉協議会等との連携強化<br>地域連携ネットワーク構築支援<br>連携体制の強化、地域連携ネットワークの更なる構築<br>任意後見契約・親族申立ての相談体制の強化、運用状況のフォローアップ |       |       |        |        |
| III | 地域連携ネットワークづくり<br>・地域連携ネットワークの整備に向けた取組の推進<br>【山梨市成年後見支援センター運営協議会】<br>・地域における「協議会」等の体制づくり<br>【山梨市成年後見支援センター事例検討部会】<br>・中核機関の運営<br>【山梨市成年後見支援センター】 | 相談体制の強化、地域連携ネットワークの強化<br>中核機関の設置・運営、地域連携ネットワークの運用                                                                                                                                                            |       |       |        |        |
| IV  | 成年後見制度利用に係る財政的支援等                                                                                                                               | パンフレット、広報などによる制度周知                                                                                                                                                                                           |       |       |        |        |